

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(6)	No.1	1階廊下	壁	下地補強板	〇〇社 xx-987a 80×15 L=2m	1	枚	6,300	6,300	1	枚	6,300	定価7,000×0.9=6,300
(1)	No.2		手すり	木製手すり	△△社 z-123 木製 Φ35 L=2m	1	本	5,400	5,400	1	本	5,400	定価6,000×0.9=5,400
(1)				エンドブラケット	▲▲社 EC456(金具:ステンレス)	2	個	1,620	3,240	2	個	3,240	定価1,800×0.9=1,620
(1)				取付工事費(付帯工事込み)				5,000				5,000	
(1)				1階廊下 計				19,940				19,940	
(1)	No.3	トイレ	手すり	木製手すり	L型 600×600 木製Φ35 ブラケット込	1	式	12,800	12,800	1	式	12,800	別紙カタログ
				取付工事費				5,000				5,000	
			換気扇	換気扇取替	**社	1	台	5,000	5,000				
				取付費				3,000					
				トイレ 計				25,800				17,800	
<p>改修箇所や回収に必要な材料(手すり・エンドブラケットなど)の数量や長さ、面積等の規模を明確にし、材料費と工事費を適切に区分してください。算出根拠も適切に記載してください。</p>										<p>介護保険対象部分を記入してください。保険対象外(自費)は空白にして</p>			
<p>『材一式』とは『材料・工賃あわせていくら』という場合の算出方法ですが、『手すり施工一式』や『床材変更フローリング施工一式』などでは、工事内容の適否について審査ができません。『材料費〇〇円・工賃〇〇円』というふうに明確にしてください。</p>													
<p>介護保険給付申請に係る工事については、『工事一式』では工事内容の審査ができないため、材料費、施工費及び所経費などを適切に区分する。</p>													
				小計					45,740			37,740	
				値引き					-740			-740	
				合計					45,000			37,000	
				消費税		10	%		4,500			3,700	
				総合計					49,500			40,700	

(※1) 住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他在宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

## 付帯工事について

介護保険では「手すりの取り付け・段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え」の各改修工事に付帯して必要な工事も保険給付の対象となります。考えられる工事等は次のとおりです。

- 手すりの取り付けのための下地補強
- 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- 床材変更のための、下地の補強や根太の補強
- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）
- 便器の取替えに伴う床材の変更

## 介護保険の対象とならない工事の例

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- 「棚」や「トイレトーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具（手すりなど）を用いた改修
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更

※この他にも「介護保険の対象とならない工事」があります。